

○北上市中小企業県制度融資利子補給要綱

平成24年3月9日

告示甲第7号

(趣旨)

第1 この告示は、岩手県小口事業資金貸付要綱(昭和39年4月1日岩手県制定)に基づく普通小口資金(以下「普通小口資金」という。)、岩手県小口事業資金貸付要綱(昭和39年4月1日岩手県制定)に基づく小規模小口資金(以下「小規模小口資金」という。)、いわて起業家育成資金貸付要綱(平成9年4月1日岩手県制定)に基づく創業資金(以下「創業資金」という。)又は岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金(以下「商工観光資金」という。)の貸付けを受けた市内の中小企業者に対し、毎年度予算の範囲内で市が利子の補給を行い、中小企業の振興育成に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号の2及び同法施行令第1条第1項及び第2項に定める業種を主たる事業とする会社及び個人

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第3号に定める業種を主たる事業とする法人

エ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める事業協同組合、信用協同組合、事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

オ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に定める商店街振興組合

カ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第3条に定める生活衛生同業組合

(2) 取扱金融機関 次のいずれかに該当するもの

ア 株式会社岩手銀行の市内にある支店

イ 株式会社北日本銀行の市内にある支店

ウ 株式会社東北銀行の市内にある支店

エ 株式会社七十七銀行の市内にある支店

オ 北上信用金庫の本店及び市内にある支店

(3) 運転資金 商品仕入、材料購入、支払手形決済等の資金をいう。

(4) 設備資金 機械器具等の購入資金並びに工場、店舗等の新築及び増改築資金をいう。

(平25告示甲40・一部改正)

(利子補給率及び期間)

第3 普通小口資金、創業資金又は商工観光資金に係る利子補給率は年1.0パーセントとし、小規模小口資金に係る利子補給率は年1.5パーセントとする。

2 利子補給の期間は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資金の貸付期間とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる利子補給を行わない。

(1) 貸付期間を延長した場合 延長期間の利子補給

(2) 債務履行を遅延した場合 遅延分の利子補給

(利子補給の対象者)

第4 利子補給の対象者は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金又は商工観光資金の貸付けを受けた中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する個人又は本店を有する法人。ただし、創業資金の場合は、県内に住所を有する個人又は本店を有する法人

(2) 市内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、創業資金については、申請時においてこれから事業を開業しようとする者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者とする。

(3) 納期の到来した市税を完納している者

(4) 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者

(5) 取扱金融機関から融資を受けた者

(6) 商工観光資金については、貸付期間が設備資金10年以内又は運転資金7年以内で、据置期間1年以内及び貸付金額2,500万円以内の融資を受けた者

2 前項第2号ただし書に該当する者のうち、許認可が必要となる業種を営むものについては、当該許認可を受けている者又は当該許認可を受けることが確実であると認められる者に限るものとする。

- 3 第1項の対象者が複数の資金を併用する場合又は北上市中小企業融資要綱(平成7年北上市告示第23号)に定める資金を併用する場合は、併せて2,500万円以内とする。
- 4 第1項の対象者は、利子補給金の交付及び受領の手續に関する権限を取扱金融機関に委任するものとする。
(利子補給契約)
- 第5 利子補給については、市と取扱金融機関との間に締結する契約書によって行うものとする。
(利子補給の承認申請及び承諾)
- 第6 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、あらかじめ北上市中小企業県制度融資利子補給承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給を適当と認めたときは、北上市中小企業県制度融資利子補給承諾通知書(様式第2号)により利子補給することを承諾するものとする。
(利子補給金の交付)
- 第7 取扱金融機関は、北上市中小企業県制度融資利子補給金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 2 市は、前項の書類を受領したときは、30日以内に利子補給金を支払うものとする。
(利子補給金の打切り等)
- 第8 市長は、貸付けを受けた者が当該資金をその目的に反して使用したとき、又は市内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。
- 2 市長は、金融機関の責に帰すべき事由により、第5の利子補給契約に違反したときは、金融機関に対する利子補給の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(報告の徴収等)
- 第9 金融機関は、第1の利子補給に係る融資に関し市長から報告を求められた場合又は市職員をして当該融資に関する帳簿、書類等調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

改正文(平成25年告示甲第40号)抄

平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第6関係)